

第1章 計画の方針

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、光市防災会議が作成する地域防災計画のうち、光市の地域における地震災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して光市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、光市の地域における地震防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年光市防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、市は、防災関係機関と相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 災 対 法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| (2) 救 助 法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| (3) 激 甚 法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号） |
| (4) 市 | 光市 |
| (5) 県 | 山口県 |
| (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関 |
| (7) 市防災計画 | 光市地域防災計画 |
| (8) 県防災計画 | 山口県地域防災計画 |
| (9) 防災業務計画 | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画 |

第3節 防災に関する組織及び実施責任

1 光市防災会議

光市防災会議は、市長を会長として光市防災会議条例（平成16年条例第16号）に規定する者を委員として組織されるもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 光市長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ 山口県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

ウ 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 光地区消防組合本部の長及び光市消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク 自主防災組織の代表者及び学識経験者のうちから市長が任命する者

(3) 専門委員

専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は指名する。

2 実施責任

(1) 市（災対法第5条）

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県（災対法第4条）

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関（災対法第3条）

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定地方行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（災対法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び住民・事業所（災対法第7条）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災

活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

資料編 [防災機関・団体] ○防災関係機関連絡先一覧
○光市防災会議委員名簿
[条例等] ○光市防災会議条例

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置

基本計画編第1編第1章第5節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置」を準用する。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、平成8年度に地震防災緊急事業五箇年計画、平成13年度に第2次地震防災緊急事業五箇年計画、平成18年度に第3次地震防災緊急事業五箇年計画、平成23年度に第4次地震防災緊急事業五箇年計画、平成28年度に第5次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うこととしている。

市は、計画対象事業について、国の基準に基づき、県と連携・協力して事業の選定を行い、特に緊急を要する施設等の整備を行うものとする。

第2章 光市の地震環境と地質

第1節 地震活動環境

第1項 活断層

本市及びその周辺における活断層の分布は、「新編・日本の活断層」(活断層研究会1991)によると次のとおりとなっている。

同資料による「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層は、広島県西部から岩国市にかけて走る「小方—小瀬断層」、岩国市に確認されている「岩国断層」と「甘木山断層」がある。また、「活断層であると推定される」確実度Ⅱの活断層は、岩国市に確認されている「小畑断層」と周南市から下松市にかけて走る「熊毛断層」等があるが、本市の直下には、活断層の存在は確認されていない。

本市周辺における活断層データ

断 層 名	確 実 度	活 動 度	長 さ km	走 行	傾 斜
小 方 — 小 瀬 断 層 ※	Ⅰ	B	26	NE	NW
岩 国 断 層	Ⅰ	B	10	NE	NW
甘 木 山 断 層	Ⅰ	B	4	NE	
小 畑 断 層	Ⅱ		10	NE	
長 野 断 層	Ⅱ	B	3	NE	
熊 毛 断 層	Ⅱ		17	ENE	
徳 山 市 北	Ⅱ		6	EW	

※ 通産省地質調査所(現、経済産業省地質調査所)による小方—小瀬断層のトレンチ調査が、岩国市甘木地区において実施され、22,000—25,000年前に噴出したと考えられる広域テフラ(AT:始良Tn火山灰)が、同断層により切られていることが判明した(地質調査所、1995)。また、AT火山灰堆積以後の小方—小瀬断層の活動について見ると、過去に最低2回活動しているが、水平方向の変位量は約2.3—2.8mであるので、同断層の運動が水平方向の変位に富むことを考慮しても、活動度はB級の中くらい程度となり、それほど活動的な断層ではないことが明らかになりつつある。

第2項 地震活動

1 地震記録

山口県の歴史地震(昭和以前)については、「新編・日本被害地震総攬」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676年・1778年・1859年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁観測地震(昭和以降)についての、山口県周辺の被害地震の発生傾向をみると、島根県東部・日向灘においては、いずれも震源の深さが30kmより浅い地震が多数発生している。

山口県は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートが日向灘から奄美大島近海にかけて九州の下に沈み込んでおり、その沈み込んだフィリピン海プレート内では、やや深い地震の活動が活発になっているため、注意が必要である。

特に、伊予灘、豊後水道及び大分県内で、120km以浅の地震活動がやや活発となっている。

山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997年6月25日には、県北部を震央とするマグニチュード6.3の地震が発生し、また、2001年3月24日には安芸灘を震央とするマグニチュード6.7の地震が発生するなど、本県における地震被害が少ないことを保障するものではない。

2 微小地震

本県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

第2節 光市の地質

市域を構成する地質は、室積港に面して領家変成岩が広く存在し、市街地背後には花崗岩が分布し、島田川がこれを削っている。領家変成岩類層は、烏帽子岳付近より下松市東部をとおり笠戸島に抜けており、大和地域の丘陵地は領家古期花崗岩類の片麻状花崗閃緑岩によって形成されている。島田川流域の地下構造は、島田川をはさんでその東部は縞状珪質片麻岩、蒲野片麻花崗閃緑岩・蒲野花崗閃緑岩などの領家変成岩のホルンフェルス貫いて、広島花崗岩が広く露出している。

こうした領家変成岩類は強い風化を受けるとシルトや粘土となり、崩落や崩壊を起こしやすくなる。また、花崗岩は風化してまさ土となり、やはり豪雨時等には崖崩れを多発しやすい。

島田川の両岸には沖積平野が発達し、沖積層は上部粘土層・上部砂礫層・最上部層の3層に区分され、基盤を構成する岩類の上部には風化帯が厚く分布している。一般的に沖積層が厚いほど震度を増幅しやすい性質があり、軟弱な地盤となっており、島田川沿いの地域には液状化の可能性も予想される。

第3章 光市の津波浸水想定

一般的に津波を伴う地震は、海底で起こる縦ずれ断層型の地震と考えられている。

このタイプの地震としては、安芸灘周辺の地震が取り上げられるが、深さが40kmより深く海底まで断層の破壊面が届かないため、大きな津波の発生は考えにくい。歴史的に見ても、安芸灘地震で大きな津波が発生した記録は見られない。

瀬戸内海沿岸の津波としては、四国・紀伊半島沖を震源とする巨大地震、南海トラフ地震の影響が考えられる。

県では、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波の選定を行い、平成25年12月24日に津波浸水想定を公表した。

第1項 堤防の条件等

- 1 海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震により全て破壊され、機能しないものとした。
- 2 盛土構造物の海岸堤防等は、地震により地震前の25%の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しないものとした。
- 3 初期潮位は満潮位とした。

第2項 最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

- 1 南海トラフ巨大地震※ 規模：Mw（モーメントマグニチュード）＝9.1
- 2 周防灘断層群主部 規模：Mw（モーメントマグニチュード）＝7.2

※国が示した11ケースの断層モデルのうち、山口県沿岸に対して津波の影響が大きい5ケースを対象とした。

第3項 本市の浸水面積（県推計結果）

浸水深	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
面積(ha)	82	59	35	16	—

第4項 本市の南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間

南海トラフ巨大地震による最高津波水位等

代表地点	最高津波水位 (T.P.m)	うち津波波高 (m)	最高津波水位 到達時間(分)	海面変動影響 開始時間(分)
徳山下松港（光地区）	3.5	1.8	123	35（下降）
光 漁 港	3.6	2.0	116	34（下降）

周防灘断層群主部の地震による最高津波水位等

代表地点	最高津波水位 (T.P.m)	うち津波波高 (m)	最高津波水位 到達時間(分)	海面変動影響 開始時間(分)
徳山下松港(光地区)	2.4	0.8	76	23(下降)
光 漁 港	2.5	0.9	65	26(下降)

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等(代表地点)の海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第2位を切り上げ。

※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値

※「海面変動影響開始時間」は、代表地点で地震発生直後海面に±20cmの変動が生じるまでの時間。

また、「(下降)」は、海面変動が下降から始まることを示している。

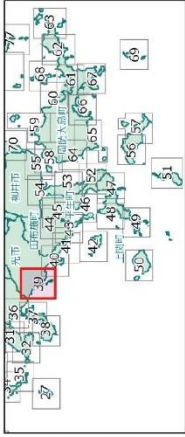
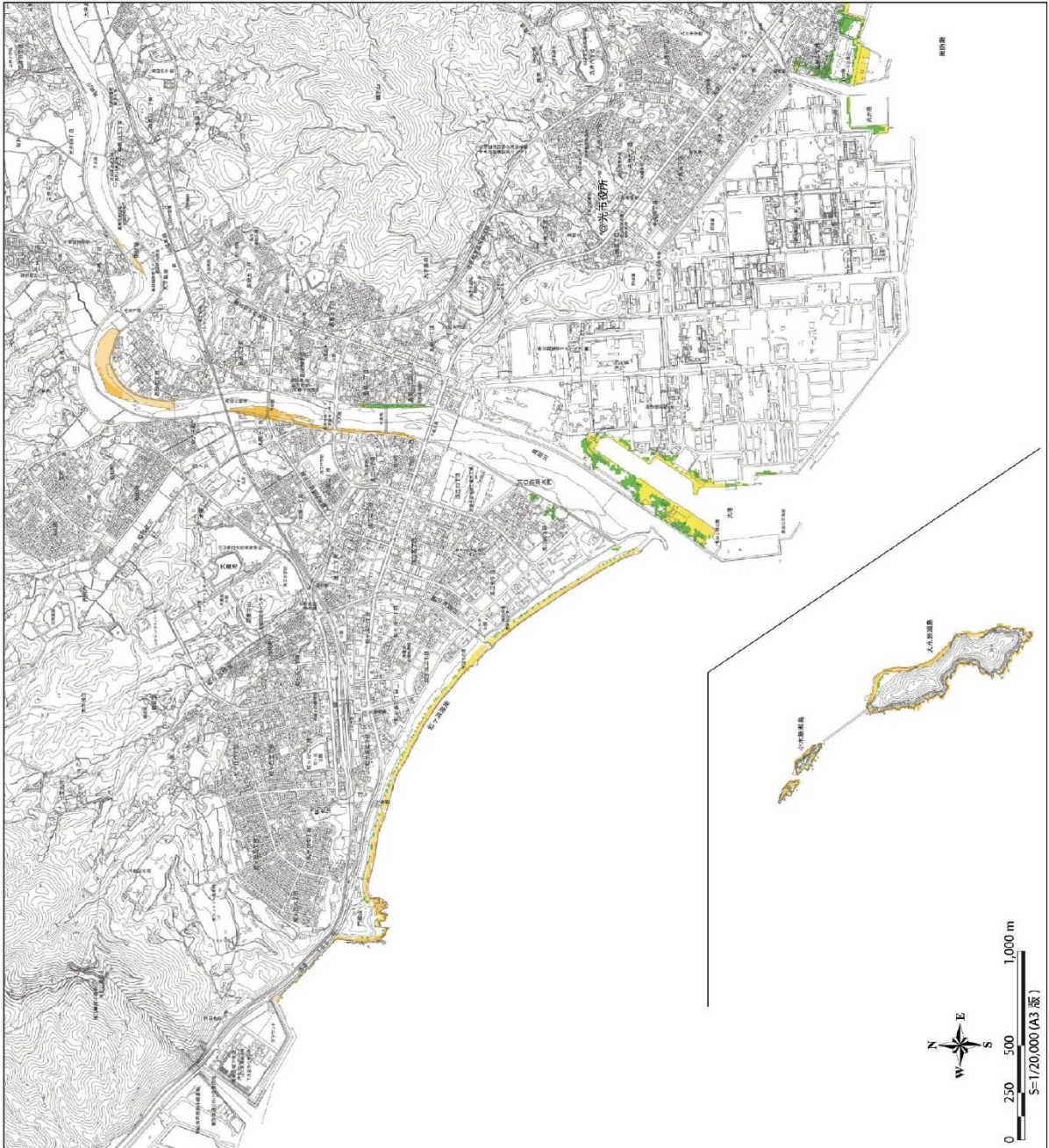
第5項 本市の津波浸水想定図(浸水域・浸水深)

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、津波別に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)の中で最も大きい値を示したもの。

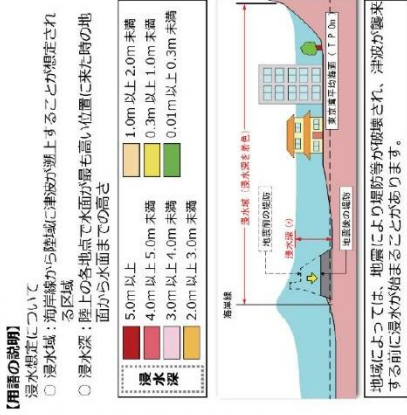
本市は次の4枚の図で示されている。

山口県津波浸水想定図 39

光市 1/4



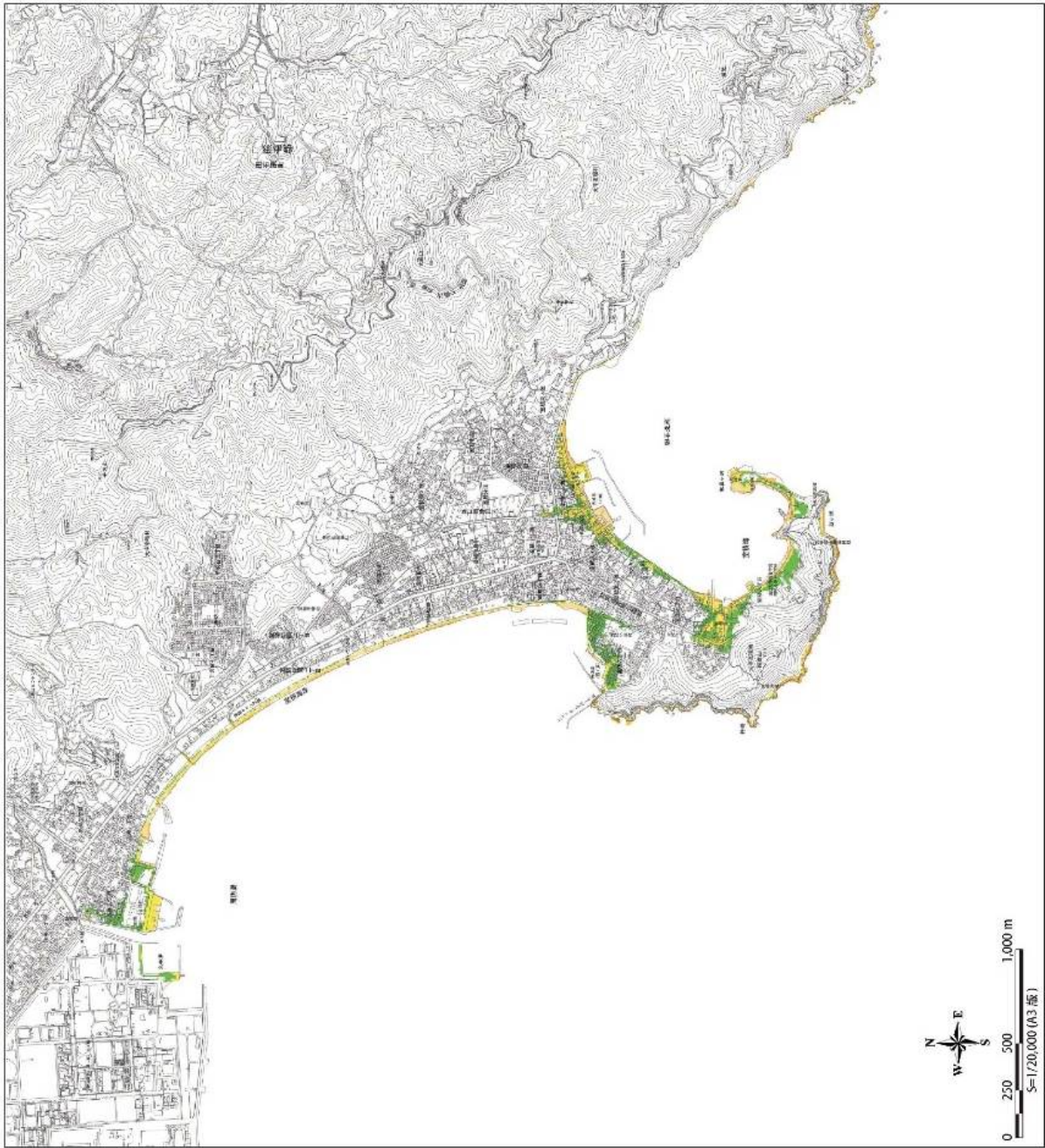
- 【留意事項】**
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定図」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて認定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を示したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から認定したものであり、これより大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地形の凸凹や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなる場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に発生する場合もあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の襲上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 今後、設備の調査や表記の改善等により、修正する可能性があります。



作成者：山口県
作成年月：平成25年12月

山口県津波浸水想定図 40

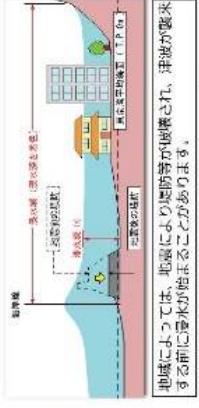
光市 2/4



- 【留意事項】**
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」を参照してください。
 - 「津波浸水想定図」は、津波防衛施設づくりに関する法律(平成25年法律第123号)第8条第1項に基づいて作成したもので、津波防衛施設づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が重条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を示したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から推定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性があるというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地形の高さや建築物の影響のほか、図面による地盤変動や構造物の形状等に関する条件との影響により、浸水域でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防衛対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の襲上等により、実際の水位が変化することがあります。
 - 今後、浸水の検査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

- 【用語の説明】**
- 浸水想定：津波の襲上により、津波が襲上することが想定される区域
 - 浸水深：図上の各地点で水面が最も高い位置に到達した時の地面から水深までの高さ

浸水深	色
5.0m以上	赤
4.0m以上5.0m未満	オレンジ
3.0m以上4.0m未満	黄
2.0m以上3.0m未満	緑

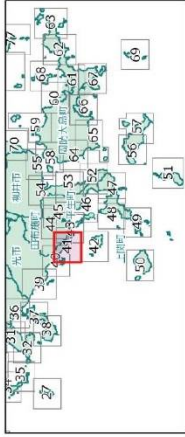


地域によっては、北風により浸水が抑制され、津波が襲来する前に浸水が始まる場合があります。

作成者：山口県
作成年月：平成25年12月

山口県津波浸水想定図 41

光市 3/4

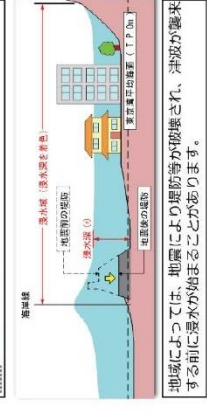


- 【留意事項】**
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定図」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて指定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地形の凹凸や建築物の影響(ほか、地震による地盤変動や構造物の歪み)に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意ください。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 今後、観測の精度や表記の改善等により、修正する可能性があります。

【用語の説明】

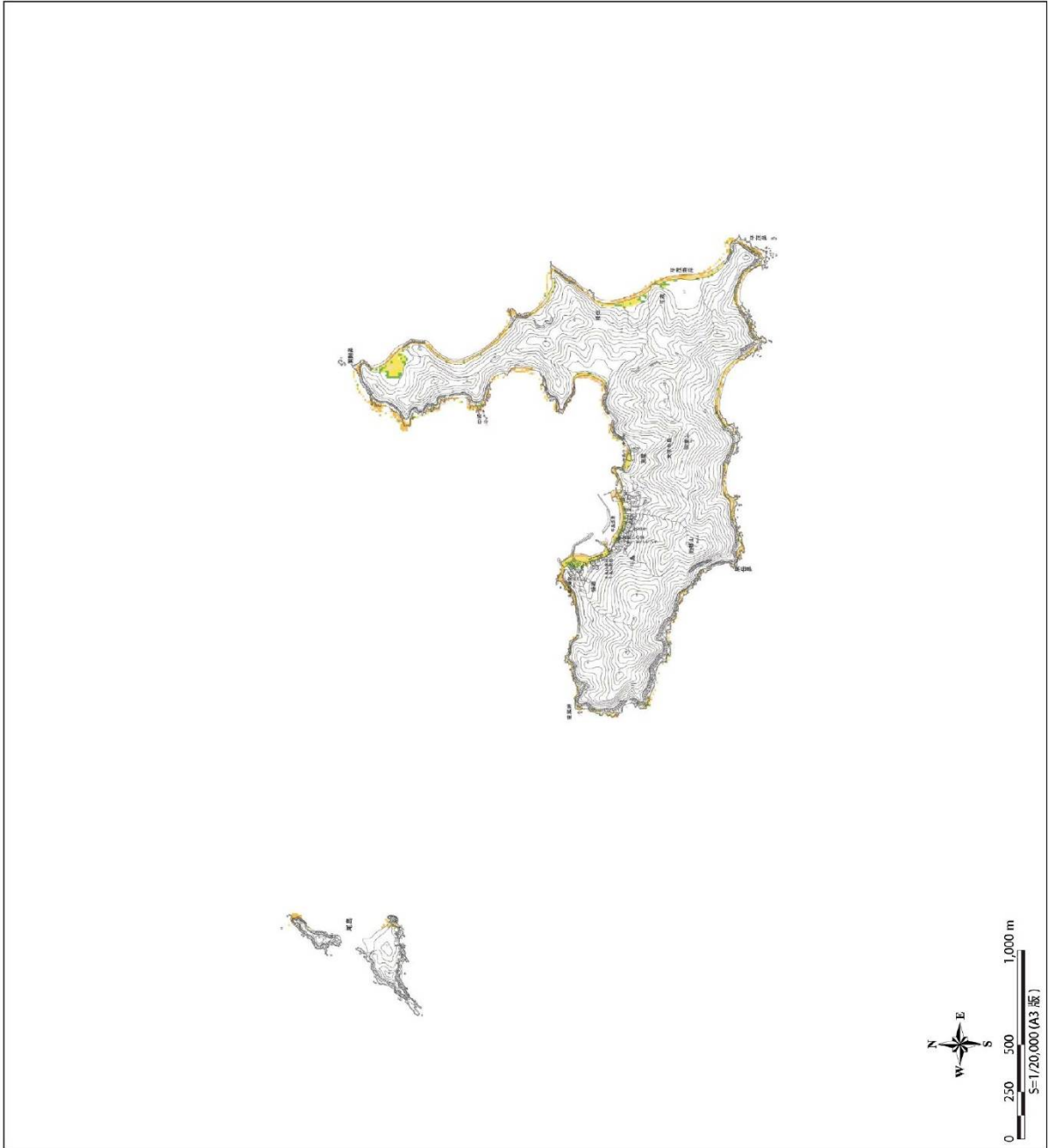
- 浸水想定：浸水想定図
- 浸水域：海岸線から陸地に津波が遡上することが想定される区域
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきた時の地面から水面までの高さ

5.0m以上	1.0m以上 2.0m未満
4.0m以上 5.0m未満	0.3m以上 1.0m未満
3.0m以上 4.0m未満	0.0m以上 0.3m未満
2.0m以上 3.0m未満	



地域によっては、地震により堤防等が破壊され、津波が遡来する前に浸水が始まる場合があります。

作成者：山口県
作成年月：平成25年12月



【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について（解説）」をご参照ください。
- 「津波浸水想定図」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを促進するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が襲来条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地形の凸凹や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の形状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を定めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や沿岸内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精度や表記の改善等により、修正する可能性があります。

【用語の説明】

- 浸水想定について
浸水域：沿岸線から陸地に津波が遡上することが想定される区域
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に達した時の地面から水面までの高さ

浸水深	色
5.0m 以上	赤
4.0m 以上 5.0m 未満	赤
3.0m 以上 4.0m 未満	黄
2.0m 以上 3.0m 未満	黄
1.0m 以上 2.0m 未満	黄
0.3m 以上 1.0m 未満	黄
0.01m 以上 0.3m 未満	黄



地域によっては、地層により堤防等が破壊され、津波が遡来する前に浸水が始まる場合があります。

作成者：山口県
作成年月：平成 25 年 12 月

第4章 被害想定

県では、本県の地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、被害想定調査報告書を取りまとめた。

この取りまとめにあたっては、本県における地域特性を踏まえた被害想定を実施する上で、学識経験者、民間企業、NPO法人及び行政機関から構成する「山口県地震防災対策推進検討委員会」を設置し、専門的な立場からの意見等を得ながら検討を進めた。

その後、平成23年3月11日に震源域の長さが約400km以上、幅は約200kmで、最大の滑り量が20m以上であったと推定されるM（マグニチュード）9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」を設置し、本県で想定される地震を類型別に再検証した。

また、南海トラフ地震については、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討を踏まえ、平成24年4月に新たに「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の方法を参考に被害想定を見直した。

第1節 被害想定の前提条件

第1項 想定地震

1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

2 その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

◆想定地震の概要

1 主要な断層による地震

(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあ

ったと考えられている。

国の地震調査研究推進本部によれば令和2年1月1日を基準日として、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は、70%~80%とされており、地震規模はM(マグニチュード)8~9クラスとされている。

南海トラフ地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されており、本県では、このモデルのうち本県で被害が最も大きくなるケースを対象に被害想定を実施した。想定地震の諸元は、中央防災会議と同様に設定するものとし、M9.0とする。

この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。

○ 巨大地震の想定(南海トラフの巨大地震モデル検討会)

想定する震源断層域は、最新の研究成果を踏まえて作成したフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界面において、東側(駿河湾側)は駿河湾における南海トラフのトラフ軸(富士川河口断層帯の領域を含む。)から、南西側(日向灘側)は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとされ、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約30kmからそれよりもやや深い深部低周波地震が発生している領域まで(日向灘の領域はプレート境界面の深さ約40kmまで)とされている。

震源断層域の中で、強震断層モデルを検討する強震断層域は、プレート境界面の深さ10kmより深い領域とし、津波断層モデルを検討する津波断層域は、トラフ軸からプレート境界面の深さ10kmまでの領域も含めることとされている。

○ 想定される災害の姿(大規模災害対策検討委員会)

ア 関連地震の発生

東北地方太平洋沖地震では、海溝型(本震および余震)、活断層地震(H23.4.11、福島県浜通りの地震、M7.0、深さ6km、湯ノ岳断層と井戸沢断層)、スラブ内地震(H23.4.7、宮城県沖の地震、M7.2、深さ66km)という3種類の地震がすべて発生している。

南海地震が発生すると、山口県の地殻は南東方向に伸長することが考えられるため、県内活断層のうち北東-南西方向の大原湖断層系、大竹断層(岩国断層帯)等では断層面に垂直に作用している圧縮応力が低下することに伴い摩擦強度が低下し、断層が滑りやすくなる。一方、北西-南東方向の菊川断層帯等では断層面に平行な方向のせん断応力が加わることから、この活断層も滑りやすくなる。また、スラブ内地震である安芸灘~伊予灘での地震の発生の可能性も高くなる。

事実、宝永地震(1707年、東海・東南海・南海地震の3連動地震(M8.6))の時、発生23日後に山口県徳地で大きな誘発地震(M5.5)が発生している。これによって倒壊家屋289軒、死者3名の被害が発生した。

イ 液状化

(ア) 広範囲での液状化

東北地方太平洋沖地震でも発生したように、非常に長い継続時間の震動が起こり、揺れの繰り返し回数が多くなる。これにより、震源域から遠く離れたところまで大きな液状化被害を発生させる可能性がある。東北地方太平洋沖地震では、それまで液状化は発生しないと考えられていた震度5弱以下の地域でも液状化が発生している。

(イ) 液状化による被害

広範囲にわたる液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。

(ウ) 沿岸部・埋立地の液状化

継続時間が長い震動のため、沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の危険性がある。関係法令に基づき、一定の危険物貯蔵タンクや高圧ガスタンク等については、基礎及び地盤の液状化対策が講じられているが、例えばパイプなどの付帯設備との接合部や、現行法令が適用されない既設タンクの損傷等に注意が必要である。

液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救援活動への支障、帰宅難民の発生などが想定される。

(エ) 内陸部の液状化や盛土地盤の崩壊

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立て地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

ウ その他

(ア) 地震による土砂災害

中山間地域については、がけ崩れや土石流（山津波）など土砂災害の発生により、道路の被害による孤立化、河道閉塞、ダム湖への土砂流入、丘陵地の宅地造成地の被害などについても考慮が必要である。

(イ) スロッシング現象

2003年十勝沖地震(M8.0)において震央から230km離れている苫小牧港の石油タンク2基で火災、7基で浮屋根沈没の被害が生じたが、これはスロッシング現象（揺れの周期によって波が大きくなる現象）が原因と考えられる。本県は震源域から離れているが、沿岸部のコンビナートでもスロッシング現象による被害の発生も考慮する必要がある。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震（スラブ内）

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50kmの深部で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生している。平成13年(2001年)芸予地震(M6.7)もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治38年(1905年)芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25と設定する。

○ 想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア 地震動・津波

(ア) 震源域の検討

震源域については現在想定的位置だけでなく、山口県寄りで発生する場合も念頭に置いておく必要がある。高知県は、南海地震について国よりもより厳しい想定、すなわち震源域を高知県側にずらして最悪の場合を想定している。

(イ) 地震の想定規模

現在想定ではM7.25としているが、過去の例からM7.4程度の可能性もあり、その場合の県内震度の変化を考慮する必要がある。

(ウ) 津波の有無

この地震の震源の深さは40～80kmと想定されるので、津波の発生は考えにくい。

イ 埋立地の液状化

沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の可能性が考えられ、その場合、県の東部を中心に、東南海・南海地震と同様の被害を念頭に置く必要がある。

(3) 県内活断層による地震

○ 想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア 地震動・津波

(ア) 海溝型地震との関連

県内で確認されている主な活断層による地震は、東海・東南海・南海地震の前後で発生の確率は高くなる。特に地震の後には地殻の応力（活断層の動きを拘束する力）が低下するため、地震は発生しやすくなることが考えられる。

(イ) 県央部での地震の影響

大原湖断層系の活断層が活動した場合、揺れの強さは兵庫県南部地震相当の非常に激しい揺れになるものと考えられる。その場合、山口市、宇部市東部に極めて大きな被害を生じ、県の中央部で交通網をはじめ様々なものが東西に分断されることになる。

(ウ) 津波の有無

山口県内の内陸部にある活断層による地震では津波は発生しない。

(エ) 大原湖断層系

主な活断層のうち、大竹断層及び菊川断層については、既に国や県によって現地調査が行われ、断層の活動状況等について評価されているところであり、将来的には、大原湖断層系についても、活動を評価し、被害想定を確かなものにする必要がある。その際、宇部南方沖断層帯(*1)との連動の可能性も調査する必要がある。

(注) *1 宇部南方沖断層帯

周防灘断層群を構成する断層帯の1つであり、ほぼ南北方向の活断層から構成され、長さは約22kmである。横ずれを主体として西側隆起の成分を伴う。想定地震規模はM7.1程度である。この断層帯については、その北方延長上の陸域にある宇部東部断層との関連性を検討する必要がある。

① 大竹断層（小方－小瀬断層）

県東部を北東－南西方向に走る『岩国断層帯』は、「大竹断層（小方－小瀬断層）」と「岩国断層」及びその間に存在する「甘木峠断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層（小方－小瀬断層）」を対象として、平成4年～平成8年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所（現（独）産業技術総合研究所活断層センター）によって断層の長さは20km程度とす

るのが妥当であると報告されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、『岩国断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北の断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約44kmと評価している。しかし、本県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北の断層」は『岩国断層帯』の走向と異なる点、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、本調査では「大竹断層（小方－小瀬断層）」のみを主要な断層による地震として設定し、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、「大竹断層（小方－小瀬断層）」の断層長さ26km、M7.2と設定する。

② 菊川断層

県西部では北西－南東方向に走る『菊川断層帯』は、「菊川断層」と「神田岬沖断層」から構成される。このうち、「菊川断層」の活動性を調査するため、山口県防災対策専門部会などによってトレンチ調査が実施されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、「菊川断層」と「神田岬沖断層」を一連の断層として『菊川断層帯』として断層帯の長さを約44kmとしている。しかし、「菊川断層」と「神田岬沖断層」は確実度や調査精度の異なる断層である点、本県の防災対策専門部会の調査に基づき「菊川断層」は3つに分けられる可能性がある点等を考え、本調査では「菊川断層」のみを主要な断層による地震として設定する。したがって、断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、「菊川断層」の断層長さ21km、M7.0と設定する。

③ 大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）

『大原湖断層系』は、雁行状に配列する7本の断層から構成されている。これらの活断層の性状と最新活動時期を下表に示す。

『大原湖断層系』を構成する断層

断層名	走向	長さ (km)	平均鉛直 変位速度 (m/千年)	横ずれ変位 (M)	最新活動時期	活動間隔
大原湖	ENE	22	—	—	約3,200年以前	
木戸山西方	NE～NNE	4.5+	0.01	90	約3,500年以降	24,000年以上
山口盆地北西縁	ENE	12	0.075	—	後期更新世以降	
吉敷川	N-S	4	—	—	高位段丘堆積物堆積後	
下郷	NNE	9	—	50～100	3,500年～4,500年前	21,000年程度
宇部東部	NNE	11	—	—	11,500年～400年前	
仁保川	NE	10	—	—	不明	

* 出典 金折 裕司，山口県の活断層，2005

このうち、県中央部の山口盆地に位置し、山口市の中心市街地において多くの被害が想定される「山口盆地北西縁断層」を主要な断層による地震として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」を参考に、断層長さ12km、M6.6と設定する。

④ 大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）

同じ方向で「山口盆地北西縁断層」の南部に位置し、『大原湖断層系』を構成する「宇部東部断

層」と「下郷断層」について、山口市から宇部市にかけて多くの被害が想定される二つの断層が同時に活動する場合を設定した。

したがって、断層諸元は「山口県の活断層」を参考に、断層長さ20 km、M7.0と設定する。

⑤ 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

国が長期評価を行っている中央構造線断層帯を構成する5区間の活断層の一つであり、今後30年以内の発生確率はほぼ0～0.4%（M8.0程度若しくはそれ以上）とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループに属している。

本活断層による地震が発生した場合には周防大島町などの県西部沿岸地域での影響が大きいと考えられる。

断層諸元は国の長期評価を参考に、断層長さ130 km、M8.0と設定する。

(4) その他の断層による地震

主な活断層以外の活断層についても、活動した場合には、局所的に大きな揺れと被害を生じる。

① 洪水断層

「新編日本の活断層」(1991)に記載されている断層で、長門市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、断層長さ15 km、M6.8と設定する。

② 厚狭東方断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、山陽小野田市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ9.4 km、M6.5と設定する。

③ 萩北断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、萩市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ14.6 km、M6.8と設定する。

④ オヶ峠断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、美祢市（美東町、秋芳町）において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ16.8 km、M6.9と設定する。

⑤ 徳佐一地福断層

「山口県の活断層」に記載されている断層で、『大原湖断層系』の北東延長部に位置する断層であり、島根県と山口県の県境に位置する野坂峠から南西に延び、山口市阿東徳佐と地福を経て木戸山西方に至る。山口市（阿東）において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」と「山口県地質図」を参考に、断層長さ25.1 km、M7.2と設定する。

⑥ 周防灘断層群主部

平成28年7月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、今後30年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ44.1 km、M7.6と設定する。

⑦ 佐波川断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ34.4 km、M7.4と設定する。

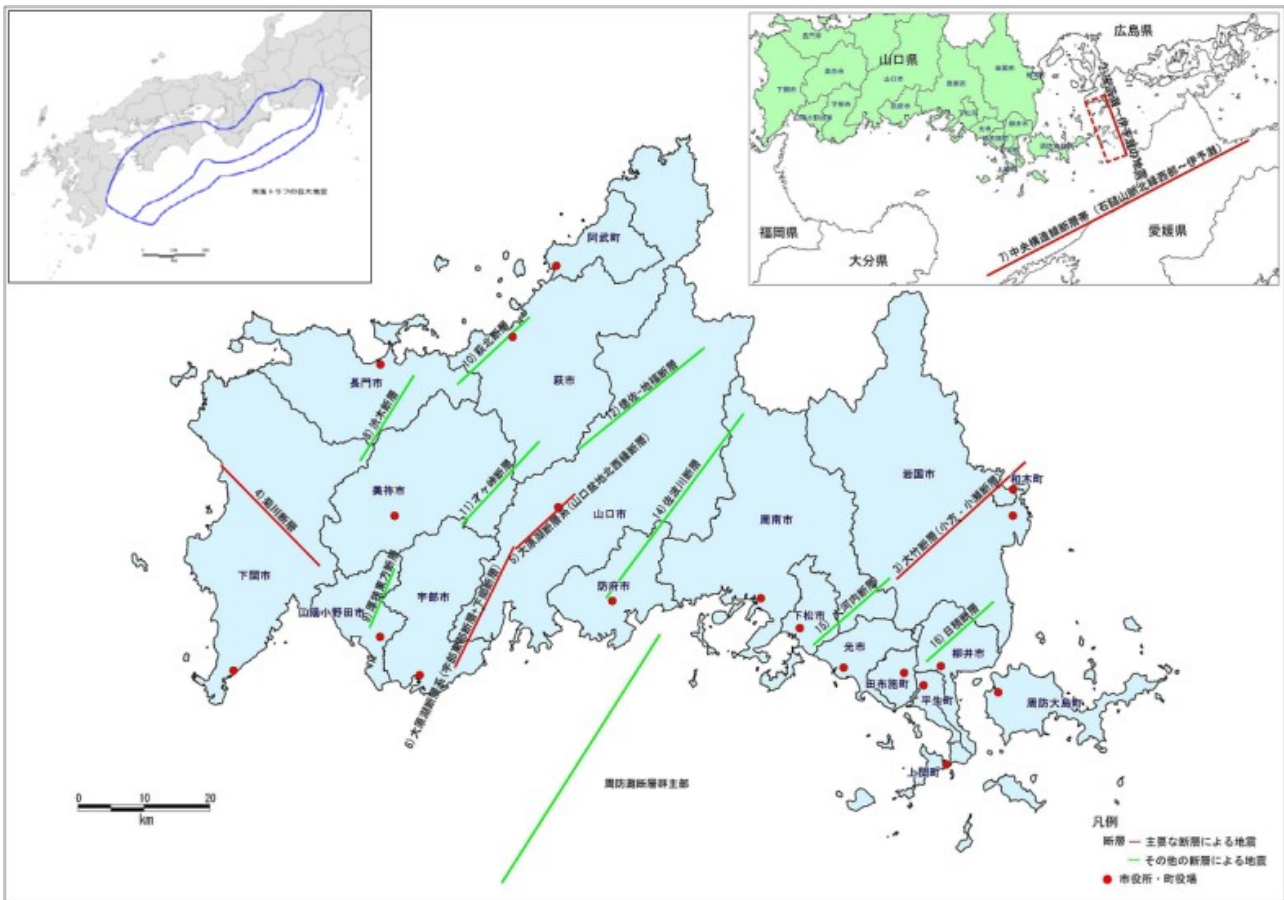
⑧ 大河内断層

国の地震調査研究推進本部で、『岩国断層帯』を構成する断層の一つとして「大河内断層」を含めている。本調査では、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、別に設定する。下松市、光市において地震動最大となる断層として設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、断層長さ15.1 km、M6.8と設定する。

⑨ 日積断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、柳井市、田布施町、平生町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ13.4 km、M6.7と設定する。

<想定地震位置図>



出典：山口県地域防災計画震災対策編

第2項 発災季節と発災時刻

1 南海トラフ巨大地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の深夜 風速3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による 	夜間人口

		人的被害が最大となるケース。 ・また、津波からの避難が遅れることにもなる。	
②	夏の昼12時 風速 3m/s 風速15m/s	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速15m/s	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

2 南海トラフ巨大地震以外の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は県民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定した。

風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝 5時 風速 3m/s 風速15m/s	阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの方が自宅で就寝中。建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼 1 2 時 風速 3m/s 風速15m/s	家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。	昼間人口
③	冬の夕方 1 8 時 風速 3m/s 風速15m/s	屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

第2節 被害想定結果

各想定地震による本市の被害の概要は次のとおりである。

1 南海トラフ巨大地震

想定項目	想定地震		南海トラフ巨大地震
	地震規模		M9.0
	地震タイプ		プレート間
地震動・液状化	光市最大震度		5強
	市内の震度5弱以上のエリア面積 (うち、震度5強以上のエリア面積)		市全面積の100% (市全面積の25.2%)
	県内震度6弱以上のエリア位置		岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、 上関町、田布施町、平生町
土砂災害	市内で発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	2箇所
		地すべり	0箇所
		山腹崩壊	3箇所
津波	最高津波水位(重ね合わせ)		T.P. +3.6m
	最高津波の到達時間(重ね合わせ)		116分
	1cm以上の浸水面積		82ha
建物被害 (被害が最大)	全壊の主な原因(割合)		液状化(89%)、津波(11%)
	全壊棟数・焼失棟数(うち津波が原因)		205棟(23棟)
	半壊棟数(うち津波が原因)		334棟(200棟)
	焼失棟数		0棟
人的被害 (被害が最大)	死者数		0人
	負傷者数		3人
	重傷者数		1人
	自力脱出困難者		0人
ライフライン施設被害	上水道(直後の断水人口)		619人
	下水道(直後の機能支障人口)		437人
	電力(直後の停電軒数)		199軒
	通信(直後の固定電話不通回線数)		121回線
	ガス(直後の供給停止戸数)		0戸
交通施設被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		2箇所
	道路		15箇所
	港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		1岸壁
生活支障	避難者(直後の避難者数)		7,728人
	帰宅困難者数*		2,229人
	食糧需要(1日後)*		1.8万食
	仮設トイレ需要(1日後)		56基
その他施設等被害	孤立集落(孤立世帯数)*		0世帯
	重要施設(機能支障可能性がある施設)		0箇所
	ため池(破堤による災害発生の危険性が高い箇所数)		0箇所
	震災廃棄物発生量		6万トン
経済被害	直接被害*		183億円

※被害は市内での集計値

* 冬の夕方18時、風速15m/s

出典：「第7回山口県地震・津波防災対策検討委員会(平成25年12月24日開催)」公表資料

「第8回山口県地震・津波防災対策検討委員会(平成26年3月27日開催)」公表資料

2 その他の地震

想定項目	想定手法	被害量	想定地震	安芸灘～伊予灘の地震	
			地震規模	M7.25	
			地震タイプ	スラブ内(プレート内)	
地震動・液状化	①地震タイプ、地震規模、震源からの距離により硬質地盤での地震動を算定 ②硬質地盤～地表面の地盤状況に応じた地震動の増幅を考慮し、地表面での震度を算定 ③震度と地盤の土質状況から液状化危険度を判定	光市最大震度		5強	
		県内震度6弱以上のエリア位置		周防大島町、岩国市柳井市	
		震度6弱以上のエリア面積		市全面積の0%	
		震度5弱及び強のエリア面積		市全面積の100%	
		液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)		—	
土砂災害	①急傾斜地崩壊、地すべり、山腹崩壊の各危険箇所 の耐震性と震度分布から、発生危険度を判定	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	5箇所	
			地すべり	0箇所	
			山腹崩壊	5箇所	
津波	① 中央防災会議の公開データを参照	津波高さ、到達時間、浸水深		—	
建物被害	①揺れ、液状化、土砂災害、火災、津波の原因による被害を木造・非木造ごとに算定 ②火災による被害は、揺れによる全壊棟数から出火箇所を想定し、消防力運用による消火を考慮して焼失棟数を算定	全壊の主な原因(割合)		液状化(82%)	
		全壊棟数		28棟	
		半壊棟数		98棟	
		焼失棟数*		—	
人的被害	建物倒壊(屋内収容物移動・転倒を含む)、土砂災害、火災、津波、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物を原因とする死者、負傷者、重傷者を市町ごとに算定	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝5時	
		上記ケースの死者の主な原因(割合)		建物倒壊(100%)	
		上記ケースの死者数		1人	
		上記ケースの負傷者数		12人	
		上記ケースの重傷者数(負傷者の内数)		3人	
		避難行動要支援者数**		0人	
ライフライン施設被害	上水道、下水道、電力、通信、ガス施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	上水道(1日後の断水人口)		989人	
		下水道(機能支障人口)		8,866人	
		電力(停電軒数)(1日後)*		167軒	
		通信(固定電話不通回線数)*		0回線	
		ガス(供給停止世帯数)		0世帯	
交通施設被害	道路、鉄道、港湾、空港施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	緊急輸送道路(被害箇所数)		0箇所	
		道路(橋梁・高架橋の被害箇所数)		0箇所	
		鉄道(橋梁・高架橋の被害箇所数)		1箇所	
		港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		1岸壁	
		空港(山口宇部空港位置の震度)		5弱	
生活支障	①住宅・ライフライン被害から避難者を想定 ②震度5以上となる市町を対象に自宅までの距離10km以上の滞留者を帰宅困難者数と想定 ③避難所で生活する避難者数から物資・仮設トイレの需要・不足量を想定 ④医療施設被害と、想定される人的被害から医療機能の過不足について想定	避難者(1日後の避難所生活者数)*		0人	
		帰宅困難者数(平日の昼間)		2,565人	
		物資不足量(1日後の食糧需要)*		1,000食/日	
		仮設トイレ不足量(1日後の必要基数)*		3基	
その他施設等被害	①震度6弱以上となる石油コンビナート地区の危険物施設数から被害箇所を算定 ②震災時のアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を想定 ③重要施設(災害対策拠点、避難拠点、医療拠点)の建物耐震性に地震動、液状化危険度、火災の想定結果を考慮して地震時の使用性を判定 ④ため池の堤体・基礎地盤の耐震性と地震動の想定結果から危険度を判定 ⑤建物被害棟数と原単位から廃棄物発生量を想定	石油コンビナート(被害箇所数)		—	
		孤立集落(孤立世帯数)		0世帯	
		重要施設(機能支障可能性のある施設)*	災害対策拠点		0箇所
			避難拠点		0箇所
			医療拠点		0箇所
		ため池(破堤による被害影響人口)		0人	
震災廃棄物発生量*		1万m ³			
経済被害	①物的被害の被害量×復旧費用原単位により直接	直接被害*		8,437百万円	

被害額を推計 ②地震による生産活動の低下がもたらす生産の減少額(間接被害)を推計		間接被害*		4,742百万円
		合計*		13,178百万円
大竹断層 (小方-小瀬断層)	菊川断層	大原湖断層系 (山口盆地北西縁断層)	大原湖断層系 (宇部東部断層+下郷断層)	中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部~伊予灘)
M7.2	M7.0	M6.6	M7.0	M8.0
内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)
6強	4以下	4以下	5弱	6弱
和木町、光市、岩国市 など9市町	下関市、山陽小野田市、 美祢市など5市	山口市、宇部市、 美祢市、萩市	宇部市、山口市、美祢市 など6市	上関町、周防大島町、平 生町など10市町
市全面積の80.1%	市全面積の0%	市全面積の0%	市全面積の0%	市全面積の3.3%
市全面積の19.9%	市全面積の0%	市全面積の0%	市全面積の18.5%	市全面積の96.7%
—	—	—	—	—
197箇所	0箇所	0箇所	0箇所	15箇所
0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
54箇所	0箇所	0箇所	0箇所	13箇所
—	—	—	—	—
揺れ(48%)	—	—	揺れ(85%)	液状化(87%)
521棟	0棟	0棟	0棟	85棟
2,559棟	0棟	0棟	0棟	626棟
105棟	0棟	0棟	0棟	0棟
冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の昼12時	冬の早朝5時	冬の早朝5時
建物倒壊(76%)	—	—	—	建物倒壊(50%)、 土砂災害(50%)
21人	0人	0人	0人	2人
285人	0人	0人	3人	54人
17人	0人	0人	1人	4人
6人	0人	0人	0人	1人
52人	0人	0人	0人	0人
35,898人	0人	0人	0人	10,125人
12,232人	0人	0人	2,616人	9,888人
2,243軒	0軒	0軒	66軒	197軒
71回線	0回線	0回線	0回線	0回線
0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
3箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
2箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
1岸壁	0岸壁	0岸壁	0岸壁	1岸壁
5弱	5強	5強	6強	5強
10,000人	0人	0人	0人	3,000人
2,565人	0人	0人	2,565人	2,565人
約2.6万食/日	0食/日	0食/日	0食/日	約7,000食/日
97基	0基	0基	0基	28基
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
8箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
0人	0人	0人	0人	0人
27万m3	0万m3	0万m3	0万m3	0万m3
110,327百万円	0円	0円	834百万円	25,018百万円

60,661百万円	6,561百万円	6,224百万円	9,047百万円	21,203百万円
170,988百万円	6,561百万円	6,224百万円	9,881百万円	46,221百万円

* : 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量、** : 冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量

想定項目	被害量	想定地震	洪水断層	厚狭東方断層	萩北断層	
		地震規模	M6.8	M6.5	M6.8	
		地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	
地震動・液状化	光市最大震度		4以下	4以下	4以下	
	県内震度6弱以上のエリア位置		長門市、美祢市 下関市、萩市	山陽小野田市、宇部市 美祢市	萩市、美祢市、 長門市、阿武町	
	震度6弱以上のエリア面積		市全面積の0%	市全面積の0%	市全面積の0%	
	震度5弱及び強のエリア面積		市全面積の0%	市全面積の0%	市全面積の0%	
	液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)		—	—	—	
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	0箇所	0箇所	0箇所	
		地すべり	0箇所	0箇所	0箇所	
		山腹崩壊	0箇所	0箇所	0箇所	
津波	津波高さ、到達時間、浸水深	—	—	—		
建物被害	全壊の主な原因(割合)		—	—	—	
	全壊棟数		0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数		0棟	0棟	0棟	
	焼失棟数*		0棟	0棟	0棟	
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	
	上記ケースの死者の主な原因(割合)		—	—	—	
	上記ケースの死者数		0人	0人	0人	
	上記ケースの負傷者数		0人	0人	0人	
	上記ケースの重傷者数(負傷者の内数)		0人	0人	0人	
	避難行動要支援者数**		0人	0人	0人	
	自力脱出困難者(冬の早朝5時)		0人	0人	0人	
ライフライン施設被害	上水道(1日後の断水人口)		0人	0人	0人	
	下水道(機能支障人口)		0人	0人	0人	
	電力(停電軒数)(1日後)*		0軒	0軒	0軒	
	通信(固定電話不通回線数)*		0回線	0回線	0回線	
	ガス(供給停止世帯数)		—	—	—	
交通施設被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		0箇所	0箇所	0箇所	
	道路(橋梁・高架橋の被害箇所数)		0箇所	0箇所	0箇所	
	鉄道(橋梁・高架橋の被害箇所数)		—	—	—	
	港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		0岸壁	0岸壁	0岸壁	
	空港(山口宇部空港位置の震度)		5強	5強	5強	
生活支障	避難者(1日後の避難所生活者数)*		0人	0人	0人	
	帰宅困難者数(平日の昼間)		0人	0人	0人	
	物資不足量(1日後の食糧需要)*		0食/日	0食/日	0食/日	
	仮設トイレ不足量(1日後の必要基数)*		0基	0基	0基	
	医療機能支障(医療需要過不足数)*		—	—	—	
その他施設等被害	石油コンビナート(被害箇所数)		—	—	—	
	孤立集落(孤立世帯数)		0世帯	0世帯	0世帯	
	重要施設(機能支障可能性がある施設)*	災害対策拠点		0箇所	0箇所	0箇所
		避難拠点		0箇所	0箇所	0箇所
		医療拠点		0箇所	0箇所	0箇所
	ため池(破堤による被害影響人口)		0人	0人	0人	
	震災廃棄物発生量*		0万m3	0万m3	0万m3	

オヶ峠断層	徳佐一地福断層	周防灘断層群主部	佐波川断層	大河内断層	日積断層
M6.9	M7.2	M7.6	M7.4	M6.8	M6.7
内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)
5弱	5強	6弱	5強	6強	6弱
美祢市、宇部市、 萩市、山口市	山口市、萩市、 阿武町など6市町	防府市、山口市、 周南市など9市町	防府市、山口市、 周南市など8市町	下松市、光市、 周南市など6市町	柳井市、田布施町、 平生町など7市町
市全面積の0%	市全面積の0%	市全面積の16.2%	市全面積の0%	市全面積の73.5%	市全面積の8.0%
市全面積の0.8%	市全面積の97.8%	市全面積の83.8%	市全面積の100%	市全面積の26.5%	市全面積の92.0%
—	—	—	—	—	—
0箇所	0箇所	30箇所	4箇所	162箇所	24箇所
0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
0箇所	0箇所	20箇所	4箇所	73箇所	15箇所
—	—	—	—	—	—
—	液化化(100%)	液化化(79%)	液化化(85%)	揺れ(74%)	液化化(67%)
0棟	1棟	172棟	42棟	1,222棟	55棟
0棟	3棟	945棟	142棟	3,732棟	406棟
0棟	0棟	0棟	0棟	98棟	0棟
冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時
—	—	建物倒壊(66%)	建物倒壊(100%)	建物倒壊(91%)	建物倒壊(50%) 土砂災害(50%)
0人	1人	3人	1人	60人	2人
0人	8人	79人	13人	537人	37人
0人	2人	5人	3人	52人	4人
0人	0人	1人	0人	18人	1人
0人	0人	3人	0人	186人	1人
0人	0人	20,232人	2,074人	44,760人	4,834人
0人	6,070人	11,107人	9,185人	13,474人	9,838人
0軒	167軒	940軒	167軒	3,722軒	214軒
0回線	0回線	3回線	0回線	119回線	0回線
0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	791世帯	0世帯
0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	3箇所	3箇所
0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	20箇所	20箇所
—	—	—	—	—	—
0岸壁	1岸壁	1岸壁	1岸壁	1岸壁	1岸壁
5強	5強	6弱	6弱	5弱	4
0人	0人	5,000人	1,000人	12,000人	1,000人
2,565人	2,565人	2,565人	2,565人	2,565人	2,565人
0食/日	0食/日	1.4万食/日	2,000食/日	3.4万食/日	4,000食/日
0基	0基	53基	6基	124基	14基
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
0箇所	0箇所	5箇所	0箇所	1箇所	0箇所
0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	15箇所	0箇所
0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	0箇所
0人	0人	0人	0人	0人	0人
0万m3	0万m3	10万m3	2万m3	46万m3	4万m3

* : 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

** : 冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量

